令和２年４月２８日

中学３年生の保護者の方へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　犬山市教育委員会

インターネットでの学習支援に関するお知らせ

　　　犬山市では、学校の休業期間中に綿密な家庭教育計画をお示ししていますが、進路

選択を控えた中学３年生の家庭学習の効率を上げるために、インターネット接続の環境がないご家庭に（事前調査では２．７％程のご家庭がインターネットを子供たちが学習で活用できないと推測しています。）、タブレット端末を貸与したいと考えていま

す。

　　　ついては、下記の条件で貸与を希望されるご家庭は、５月２日（土）までに犬山市

学校教育課へ電話をくださるようお願いいたします。休日も受付しています。

　　　通信料等一定のご負担をお願いすることになるので、貸与を希望されない場合は、

情報が入ったDVDを貸与しますのでご相談ください。

　　　※受付時間：10：00～16：00までTEL：0568-44-0350（ダイヤルイン）

　・タブレット端末貸与の条件

　　①子どもが学習に使用できるインターネット端末が１台もない中学３年生

　　②インターネット接続の契約及び通信料はご負担ください。

（就学援助の対象者になる場合は、一定の通信料の補助を検討しています。）

　　③インターネットの閲覧は、市が提供する学習支援動画やオンライン授業などの家庭

学習のみとします。

　　④貸借契約書を提出していただきます、破損等された場合は、修理代を請求します。

　　⑤貸与は、臨時休業期間のみです。

　　⑥端末は、５月７（木），８日（金）に中学校で保護者に直接お渡しします。